

資料編

- 計画策定の経過
- 常総市男女共同参画推進条例
- 常総市男女共同参画推進審議会委員名簿
- 常総市男女共同参画推進本部設置規程
- 常総市男女共同参画推進本部委員名簿
- 常総市男女共同参画推進委員名簿
- 諮問書
- 答申書
- 市民意識調査の概要
- ジェンダーギャップ指数

計画策定の経過

日付	内容
2017年(平成29年) 11月	男女共同参画社会に関する市民意識調査実施 調査の対象1,500人 回収数493人 回収率32.87%
2018年(平成30年) 5月	第2次常総市男女共同参画計画の各事業の進捗状況調査実施
6月	第2次常総市男女共同参画計画(後期実施計画)の各課施策事業調査
7月	第1回常総市男女共同参画推進委員会開催 第1回常総市男女共同参画推進本部開催
8月	第1回常総市男女共同参画推進審議会開催
9月	第2回常総市男女共同参画推進委員会開催
10月	第2回常総市男女共同参画推進本部開催 第2回常総市男女共同参画推進審議会開催 諮問
11月	第3回常総市男女共同参画推進審議会開催 答申
12月	第3回常総市男女共同参画推進本部開催
2019年(平成31年) 2月	第2次常総市男女共同参画計画(後期実施計画)庁議報告
3月	第2次常総市男女共同参画計画(後期実施計画)議会報告



「推進審議会によるグループワーク」

常総市男女共同参画推進条例

平成 19 年 3 月 22 日

条例第 6 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 基本的施策(第 8 条—第 14 条)

第 3 章 男女共同参画推進審議会(第 15 条—第 20 条)

第 4 章 補則(第 21 条)

附則

日本国憲法は、すべての人は法の下に平等であり、性別によって差別をしてはならないことをうたっている。

しかし、固定的役割分担意識やそれに基づく社会的慣行が依然として残されており、私たちの生き方に影響を与えている現実があり、男女平等の実現に向け、なお一層の努力が必要とされている。

さらに、少子高齢化、国際化、情報化等の急速な進展により、個人の価値観、ライフスタイル等の多様化が進む社会状況において、私たちは、豊かな自然の中で、よき伝統は文化としてはぐくみ、地域の特性を生かし、安心して生き生きと暮らすことのできる常総市を目指して、市、市民及び事業者が一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本的理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進において基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、積極的に当該機会を提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応に起因して当該相手方に不利益を与えることをいう。

資料編

(4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に対する身体的、精神的、経済的又は性的な暴力及び虐待をいう。

(5) 事業者 市内において、事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

(1) 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること。

(2) 男女が、性別による固定的役割分担意識を反映した慣行にとらわれることなく、多様な生き方を自由に選択できること。

(3) 男女が、あらゆる分野における施策方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保されること。

(4) 男女が、家庭の重要性を認識し、地域社会の支援の下、子育て、家族の介護その他の家庭生活における役割を共有し、社会生活との両立を行うことができること。

(5) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展が著しいことを考慮し、国際的協調の下に行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体との連携を図りながら、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を策定し、総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努め、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画に関する理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、その事業活動において、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力し、男女が職場と家庭生活における活動の両立ができるよう就労環境の整備に努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、性別による差別的取扱い及び人権の侵害をしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画に関して、総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるとともに、常総市男女共同参画推進審議会(以下「推進審議会」という。ただし、第15

条を除く。)の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(報告書作成)

第9条 市長は、毎年、市が行った男女共同参画の推進に関する施策の進捗状況を明らかにする報告書を作成し、関係者等に公表しなければならない。

(積極的改善措置)

第10条 市は、地域、職場、学校その他社会のあらゆる分野の活動において、男女間に格差が生じている場合、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、審議会等における委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

(生涯にわたる健康への支援)

第11条 市は、男女が互いの性を理解し、尊重するとともに、生涯にわたる健康の保持が図れるよう学習の機会及び情報の提供その他必要な支援の実施に努めなければならない。

(総合的拠点施設の設置)

第12条 市は、市民、事業者、地域団体等による男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、総合的拠点施設を整備するものとする。

(相談等の申出)

第13条 市民又は市内に通勤し、若しくは通学する者は、性別による差別的取扱い、人権の侵害その他男女共同参画の推進を阻害する行為を受け、若しくはそのおそれがあるときは、市長に対して、相談等を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けるための相談窓口を設置するものとする。

(苦情等の申出)

第14条 市民又は事業者は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情、意見等を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、適切な措置を講じなければならない。この場合において、市長は、推進審議会の意見を聴くことができる。

第3章 男女共同参画推進審議会

(設置)

第15条 男女共同参画の推進のため、市長の附属機関として、常総市男女共同参画推進審議会を設置する。

(所掌事項)

第16条 推進審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

(1) 基本計画の策定

(2) 男女共同参画の推進に関する施策

資料編

(3) その他男女共同参画の推進に関し必要な事項

(組織)

第 17 条 推進審議会は、委員 15 名以内をもって組織する。

2 委員は、市民、事業者、識見を有する者及び関係団体の代表のうちから、市長が委嘱する。

この場合において、市民の委員の一部は、公募によるものとする。

(任期)

第 18 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 19 条 推進審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、推進審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 20 条 推進審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要と認めたときは、推進審議会の会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

第 4 章 補則

第 21 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年水海道市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

常総市男女共同参画推進審議会委員名簿

氏 名	所 属	備 考
土 田 尚 宏	公募	
篠 崎 敏 子	公募	
渡 邊 裕 昭	公募	
海老原 和 子	公募	
飯 田 邦 男	公募	
堀 越 輝 子	常総市議会	
石 川 榮 子	常総市議会	会長
中 村 博 美	常総市議会	
中 莖 道 夫	青少年問題協議会	
岩 見 昌 光	工業懇話会	
石 川 美江子	商工会	
黒 澤 重 美	人権擁護委員	
秋 場 ふ ぢ	女性団体じょうそう事業委員会	副会長
倉 持 千鶴子	結城地域女性農業士会	
渡 辺 定 夫	自治区長連絡協議会	

常総市男女共同参画推進本部設置規程

平成 20 年 12 月 12 日

訓令第 11 号

改正平成 21 年 7 月 1 日訓令第 14 号

平成 22 年 3 月 29 日訓令第 3 号

(設置)

第 1 条 常総市男女共同参画推進条例(平成 19 年常総市条例第 6 号。以下「条例」という。)

第 4 条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、総合的かつ計画的に実施するため、常総市男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例第 8 条の規定による基本計画(以下「基本計画」という。)に基づく施策の推進
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策の総合的な調整
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 推進本部は、常総市庁議の設置及び運営に関する規程(平成 20 年常総市訓令第 10 号)第 3 条第 1 項に規定する職員(市長を除く。)をもって組織する。

2 推進本部に本部長及び副本部長を置く。

3 本部長には副市長を、副本部長には市民生活部長をもって充てる。

4 本部長は、推進本部の会務を総理し、推進本部を代表する。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、会議にその他の職員の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

3 本部長は、会議における協議の経過及び結果について、市長に報告しなければならない。

(推進委員会)

第 5 条 推進本部に、次に掲げる事項を実施させるため、推進委員会を置く。

- (1) 基本計画に基づく施策の調査、研究及び立案
- (2) 男女共同参画の推進に関する関係部課間の連絡及び調整
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、推進本部が指示する事項

(推進委員会の組織)

第 6 条 推進委員会の委員は、別表に掲げる課等の長又は当該課等の長が指名する所属職員とする。ただし、本部長は、必要に応じてこれ以外の職員を推進委員会の委員に加えるこ

とができる。

- 2 推進委員会に、委員の互選による委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、推進委員会を代表し、推進委員会の会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(推進委員会の会議)

第7条 推進委員会の会議は、本部長の命により、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議にその他の職員の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 委員長は、会議における協議の経過及び結果について、本部長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 推進本部及び推進委員会の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年訓令第14号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年訓令第3号)

この訓令は、平成22年5月1日から施行する。

附 則 (平成27年訓令第4号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年訓令第3号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

資料編

別表（第6条関係）

課等名
市長公室防災危機管理課
総務部行政経営課
総務部人事課
市民生活部市民協働課
市民生活部市民課
市民生活部人権推進課
保健福祉部社会福祉課
保健福祉部高齢福祉課
保健福祉部こども課
保健福祉部健康保険課
保健福祉部保健推進課
経済環境部農政課
経済環境部商工観光課
都市建設部都市計画課
石下支所暮らしの窓口センター
教育委員会事務局生涯学習課
教育委員会事務局指導課

常総市男女共同参画推進本部委員名簿

職 名	氏 名	備 考
副 市 長	藤 島 忠 夫	本部長
教 育 長	岡 野 克 巳	
市長公室長	小 林 昭 仁	
総 務 部 長	荒 木 悟 志	
市民生活部長	柴 典 明	副本部長
保健福祉部長	吉 原 克 美	
経済環境部長	宮 田 道 夫	
都市建設部長	木 村 茂 樹	
石下支所長	諏 訪 勝 彦	
教 育 部 長	沼 尻 秀 子	
秘 書 課 長	飯 泉 真由美	
議会事務局長	長 妻 克 美	
会計管理者	飯 田 恒 夫	

常総市男女共同参画推進委員名簿

課 名	氏 名	備 考
防災危機管理課	角 田 亮太郎	
人事課	宮 本 友 佳	
行政経営課	小田部 恵 美	
市民協働課	松 本 英 巳	
市民課	鈴 木 香 苗	
人権推進課	岩 渕 雄 太	
社会福祉課	鈴 木 真 実	
高齢福祉課	小 林 美喜子	
こども課	片 岡 浩 之	委員長
健康保険課	庄 司 のぞみ	
保健推進課	塚 本 剛 弘	
農政課	中 村 いづみ	
商工観光課	穂戸田 勇 一	
都市計画課	松 本 恵 莉	
暮らしの窓口センター	粟 野 真 実	
生涯学習課	柴 博 明	
指導課	中 村 由美子	副委員長

諮問書

平成 30 年諮問第 1 号

常総市男女共同参画推進審議会
会長 石川 榮子 殿

第 2 次常総市男女共同参画計画【後期実施計画】の策定について（諮問）

第 2 次常総市男女共同参画計画【後期実施計画】の策定にあたり、常総市男女共同参画推進条例第 8 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

諮問事項

第 2 次常総市男女共同参画計画【後期実施計画】（案）の策定について

平成 30 年 10 月 31 日

常総市長 神達 岳志

答申書

平成 30 年 11 月 22 日

常総市長 神 達 岳 志 殿

常総市男女共同参画推進審議会
会 長 石 川 榮 子

第 2 次常総市男女共同参画計画【後期実施計画】(案) について (答申)

平成 30 年 11 月 22 日, 第 3 回常総市男女共同参画推進審議会を開催し, 第 2 次常総市男女共同参画計画【後期実施計画】(案) については, 慎重に審議した結果, 適切であると考えここに答申いたします。

なお, 本計画の推進にあたっては, 下記の項目について重視するよう要望いたします。

記

- 1 男女共同参画社会の実現のため, ワーク・ライフ・バランスを視野に入れた計画の推進に努められたい。
- 2 男女がお互いに認め合い, 助け合い, とともに活躍できる社会を築くために, DV (ドメスティック・バイオレンス) やハラスメント防止の啓発を求める。
- 3 性別にかかわらずその個性と能力を発揮させるため, 働く場での男女間の平等意識の啓発を求める。
- 4 男女共同参画の視点から防災活動に取り組み, 災害発生時には女性や社会的弱者等の多様な意見を反映できるよう求める。



市民意識調査の概要

1 調査の目的

本計画の策定にあたって、今後市民と行政・企業が一体となって、より良い社会環境を築き、男女共同参画社会を構築していくため、市民意識調査を実施しました。

2 調査の種類

調査の種類は以下のとおりです。

調査対象	市内に住む 18 歳から 70 歳未満までの住民 1,500 人（無作為抽出）
実施方法	郵送による送付及び回収
調査期間	2017 年 11 月 1 日から 2017 年 11 月 17 日まで

3 調査項目

項目	内容
基本属性	性別、年齢、結婚の状況、配偶者の共働きの有無、職業、家族構成
男女平等感	家庭、職場、教育、地域、しきたりや習慣、政治、法律や政治における男女の地位の平等感、平等になるために重要なこと
人権問題	女性の人権が尊重されていないと思うもの、DV被害の有無、相談先、相談しなかった理由
家庭生活	家庭内の役割分担、家庭での共同参画推進に重要なこと
教育	女らしさ男らしさの意識、学校教育で力を入れてほしいこと
仕事と家庭の調和	仕事と家庭の優先度、理想と現実
固定的役割分担意識	性別役割分担意識に対する考え方
就労	仕事の能力差の意識、女性の就労継続で障害になっていること、勤務先での男女の地位の平等感、男女が働きやすい社会に必要なこと
男女共同参画社会	男女共同参画社会のイメージ、男女共同参画に関する言葉の認知度、男女共同参画社会を実現するために市が力を入れるべきこと、女性が地域社会のリーダーになるために必要なこと
市政への要望	男女共同参画実現のための重点施策

4 調査対象者

調査の対象者は以下のとおりです。

(1) 男女比

	配布数 (人)	比率 (%)
男性	793	52.87
女性	707	47.13
全体	1,500	100.00

(2) 年齢比

	配布数 (人)	比率 (%)
20～29歳	256	17.07
30～39歳	202	13.47
40～49歳	350	23.33
50～59歳	301	20.07
60～69歳	391	26.07
全体	1,500	100.00

5 回収の結果

回収の結果は以下のとおりです。

(1) 男女比

	配布数 (人)	回収数 (人)	比率 (%)
男性	793	232	29.26
女性	707	249	35.22
性別未回答	—	12	
全体	1,500	493	32.87

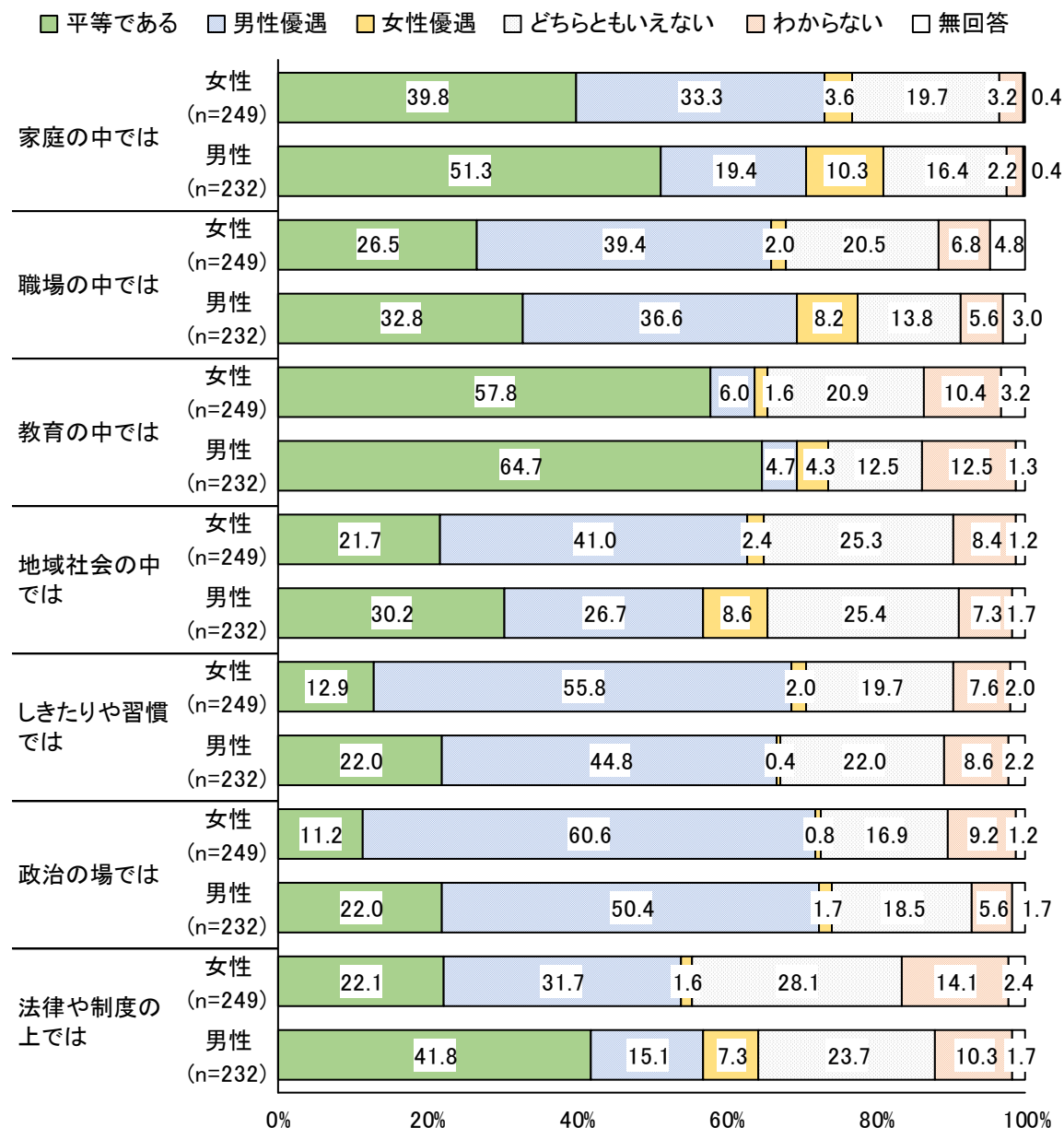
(2) 年齢比

	配布数 (人)	回収数 (人)	比率 (%)
20～29歳	256	63	24.61
30～39歳	202	66	32.67
40～49歳	350	82	23.43
50～59歳	301	109	36.21
60～69歳	391	164	41.94
年齢未回答	—	9	
全体	1,500	493	32.87

6 調査結果概要

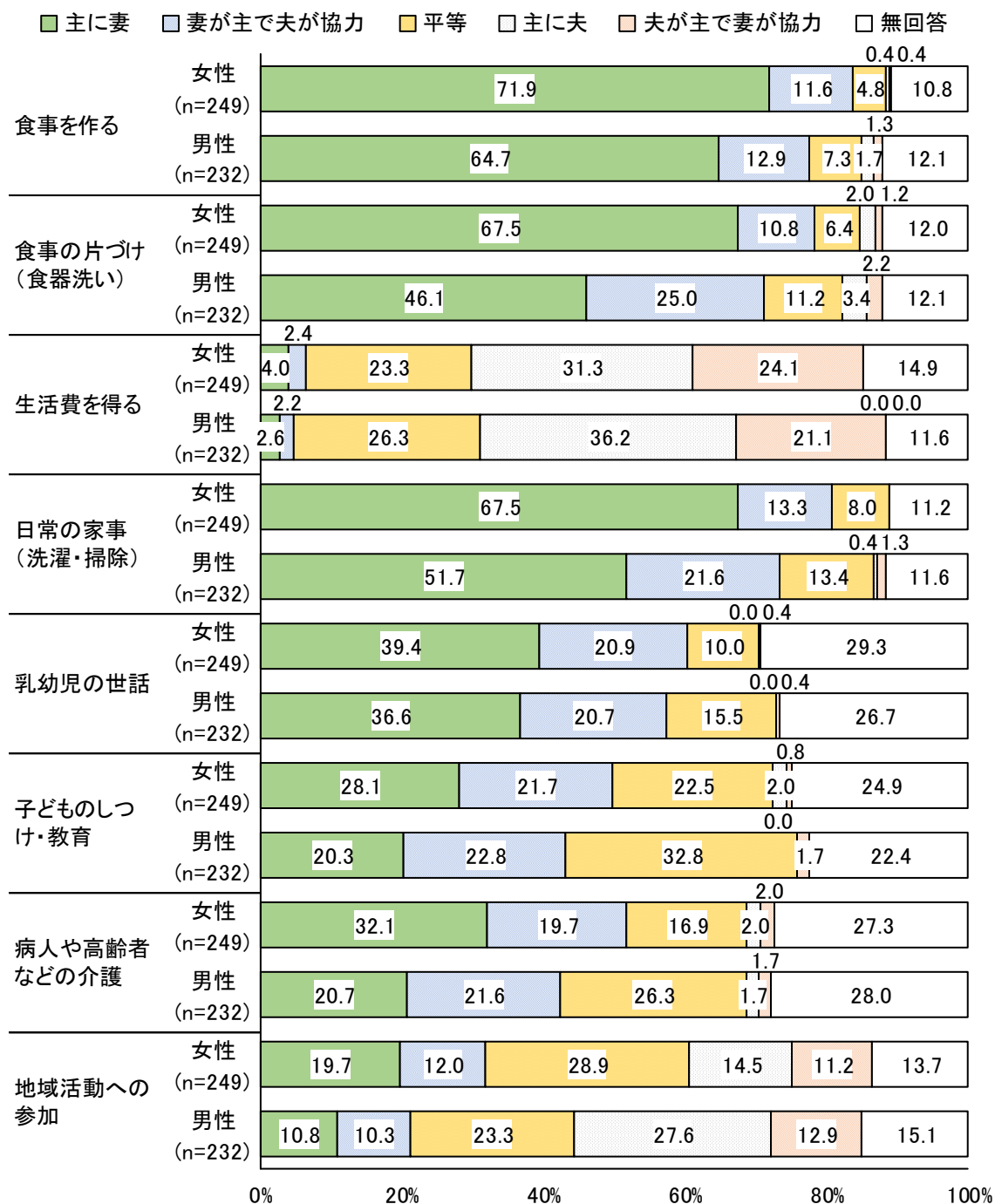
(1) 男女の地位の平等感

問 あなたは、次にあげる分野において、男女の地位が平等になっていると思いますか。



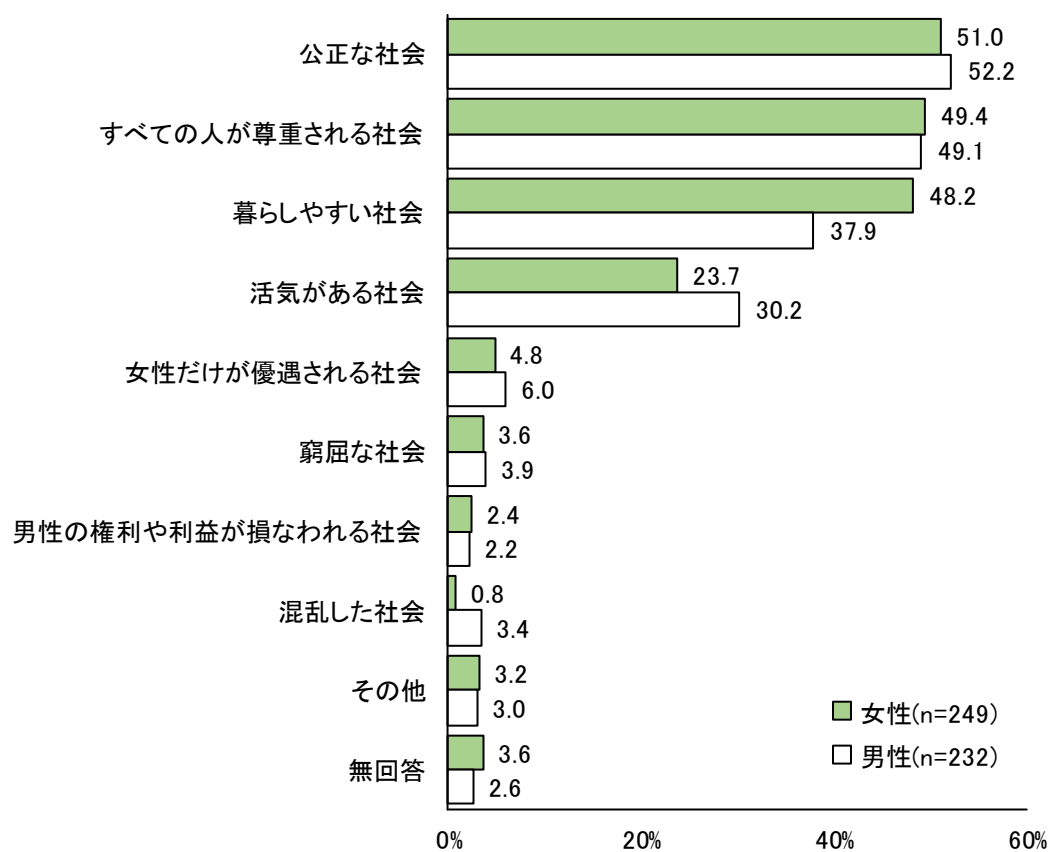
(2) 家庭内の役割分担

問 あなたのご家庭では、夫婦でどのように家庭内の役割を分担していますか。



(3) 男女共同参画社会のイメージ

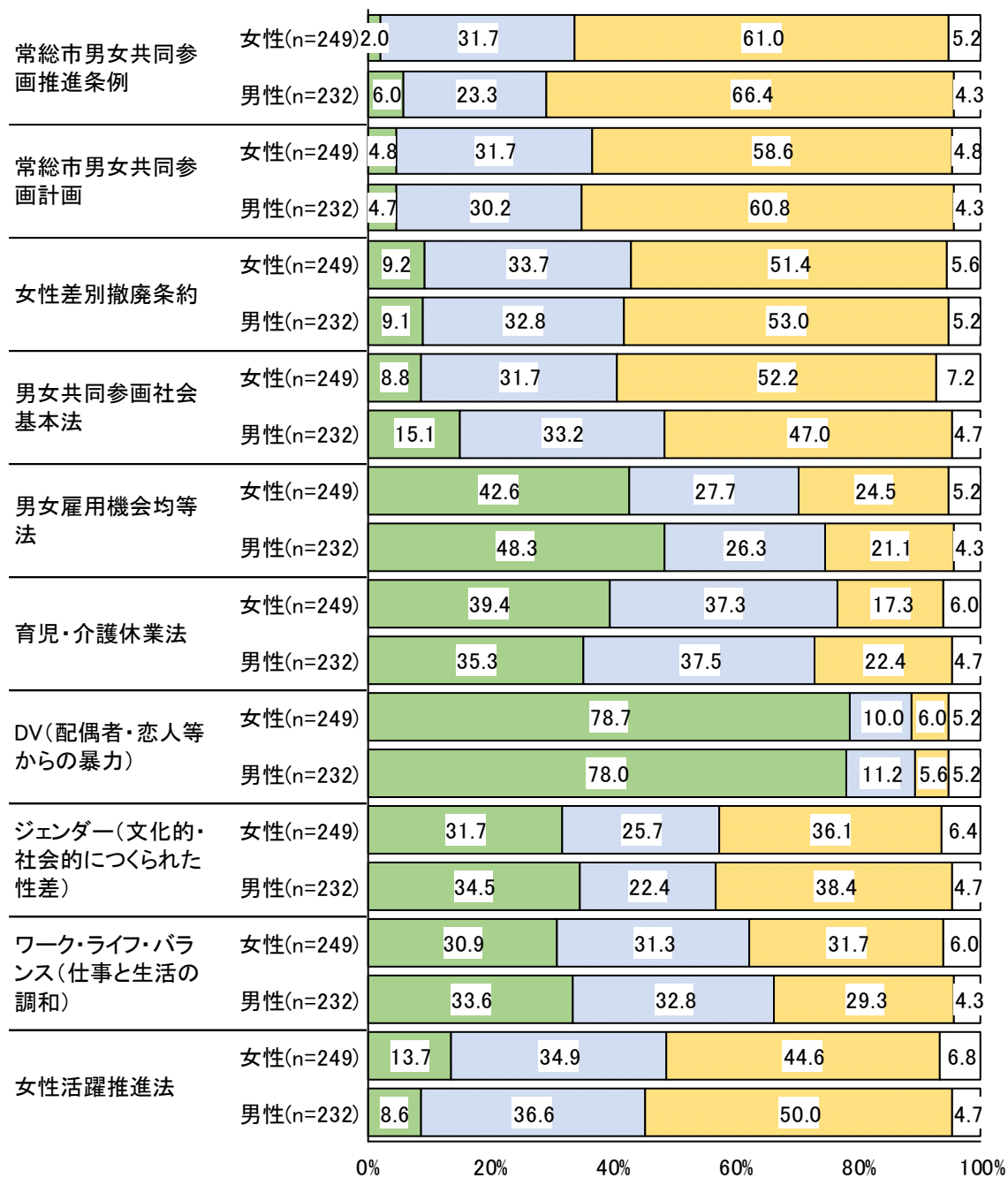
問 あなたは、「男女共同参画社会」という言葉からどのような社会をイメージしますか。



(4) 男女共同参画に関する言葉の認知度

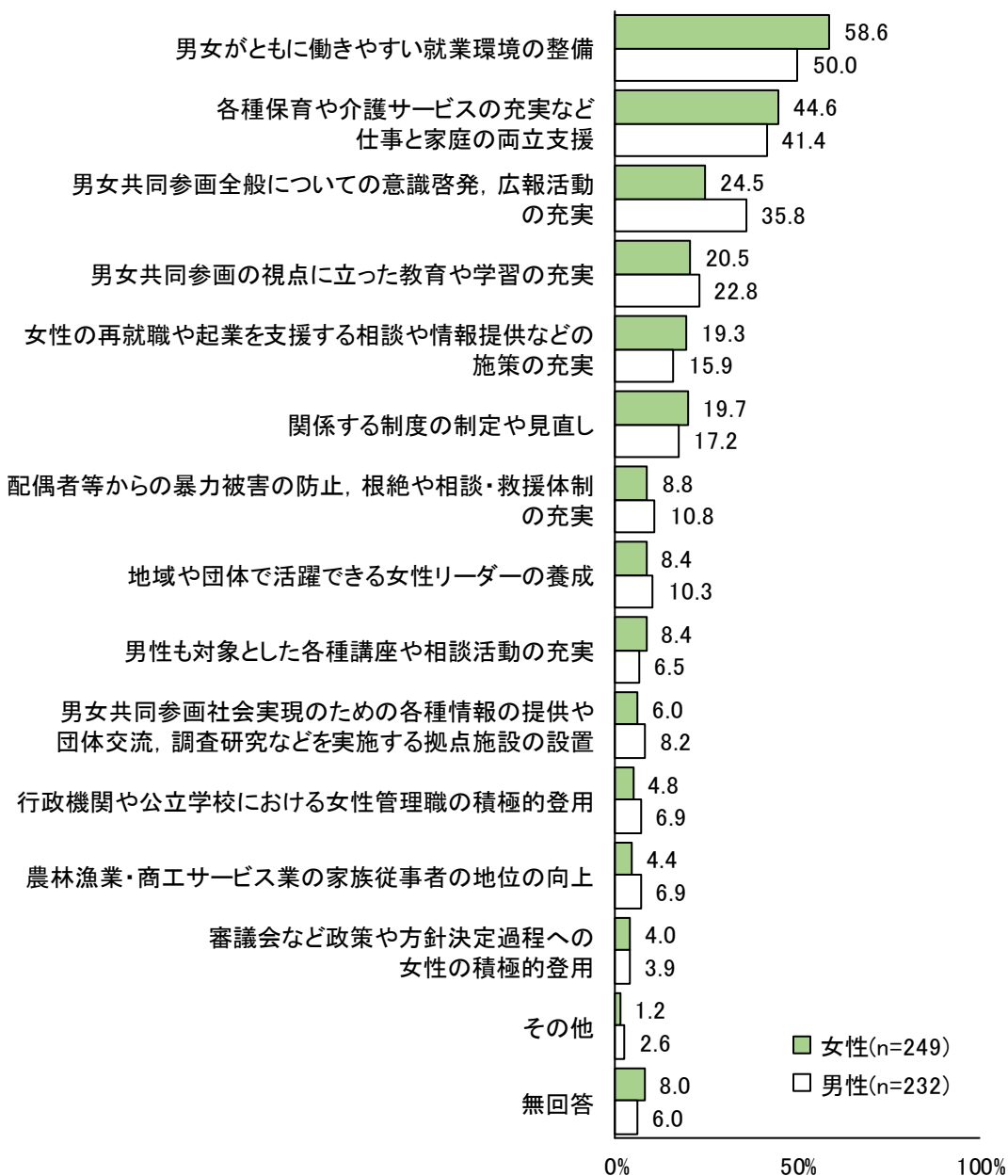
問 あなたは、次にあげた言葉を見たり聞いたりしたことはありますか。また、内容をご存じですか。

■知っている □見たり聞いたりしたことはあるが、内容は知らない ■全く知らない □無回答



(5) 男女共同参画社会を実現するために、今後市が力をいれるべきこと

問 男女共同参画社会を実現するためには、市は今後どのようなことに力をいれていくべきだと思いますか。



ジェンダーギャップ指数

【ジェンダーギャップ指数2018】

世界経済フォーラムから毎年発表されている世界各国の男女格差に関するレポートで、男女の格差を指数化し、各国を順位付けしています。上位ほど男女の格差が少なくなっています。(0が完全不平等、1が完全平等を意味しています)

2018年の日本の順位は、149か国中110位(前年は144か国中114位)でした。

■主な国の順位

順位	国名	総合スコア	経済活動の参加と機会のスコア	教育のスコア	健康と生存のスコア	政治への関与のスコア
1	アイスランド	0.858	0.793	0.999	0.968	0.674
2	ノルウェー	0.835	0.806	0.999	0.972	0.563
3	スウェーデン	0.822	0.808	0.998	0.969	0.512
4	フィンランド	0.821	0.786	1.000	0.977	0.519
5	ニカラグア	0.809	0.679	1.000	0.980	0.576
6	ルワンダ	0.804	0.743	0.961	0.973	0.539
7	ニュージーランド	0.801	0.761	1.000	0.970	0.472
8	フィリピン	0.799	0.801	1.000	0.979	0.416
9	アイルランド	0.796	0.725	0.996	0.970	0.493
10	ナミビア	0.789	0.804	0.999	0.980	0.375
12	フランス	0.779	0.685	1.000	0.974	0.458
14	ドイツ	0.776	0.734	0.976	0.973	0.418
15	イギリス	0.774	0.705	0.999	0.970	0.421
16	カナダ	0.771	0.748	1.000	0.971	0.365
51	アメリカ	0.720	0.782	0.998	0.976	0.125
70	イタリア	0.706	0.592	0.995	0.969	0.267
75	ロシア	0.701	0.741	1.000	0.980	0.085
103	中国	0.673	0.653	0.958	0.915	0.164
110	日本	0.662	0.595	0.994	0.979	0.081
115	韓国	0.657	0.549	0.973	0.973	0.134
149	イエメン	0.499	0.299	0.718	0.966	0.014